

住民監査請求に基づく監査結果の意見に係る見解等

監査の対象：令和6年2月26日付け住民監査請求（令和6年4月26日付け大監第3号）

所管所属：大阪港湾局

提出日：令和7年2月17日

| 勧告・意見 | 講じた措置 |
|---|---|
| <p>【勧告】</p> <p>市長は、6か月以内に下記（1）の措置を実施した上で、その結果を踏まえ、下記（2）の措置を早期に講じるよう勧告する。</p> <p>（1）市長は、当監査の結果により明らかになった本件契約手続、契約金額にかかる積算やその根拠等に係る疑義について、大阪市入札等監視委員会や外部委員からなる第三者機関等を通じて詳細を再調査し、積算価格やその根拠について、客観的に検証可能なものとする。</p> <p>（2）本件契約の契約金額が不適正であると認められた場合、地方自治法第243条の2の8に規定する職員の損害賠償責任が認められるものについては、関係職員への損害賠償請求を行うなど適切な措置を講じること。</p> | <p>勧告（1）に対する措置について</p> <p>1 大阪市入札等監視委員会の意見について</p> <p>令和6年5月22日の第200回大阪市入札等監視委員会において契約管財局による「指定案件「鯨死骸海上運搬処理業務委託（大阪港湾局）にかかる調査報告」（別紙1）」を受け、同年6月7日の第201回の同委員会において、「意見「契約事務手続の適正化に向けて一「鯨死骸海上運搬処理業務委託」（大阪港湾局）（別紙2）」の調査報告を受けて一」がとりまとめられ公表された。その主な内容は以下のとおりである。</p> <p>○鯨の死骸の処理について</p> <p>委託事業者等との打合せ内容や随意契約理由書にもあるとおり「鯨体の腐敗が急速に進む中、これを放置すると、腐敗臭が市内生活圏にまで拡大するとともに、鯨体内にガスが充満し、最悪の事態として鯨体が爆発四散する危険性があること」から、「災害時における契約事務ガイドライン」において想定する状況に準ずるものとして考え、指示書による業務の指示等を行うという手続自体については、鯨の急速な腐敗に伴う腐敗臭の蔓延や鯨体の爆発のおそれがあるとの専門家の指摘、さらには埋設処分に際して市内での適切な場所がなく、他市町村の候補地周辺の関係各所の理解を得るのに時間を要するといった本件における諸事情に鑑みれば、災害に準じる状況にあったとしてその考え方を否定するものではなく、報告を見る限り、海洋沈下処分としたことについては、違法ないし不当であったとまではいえない。</p> |

住民監査請求に基づく監査結果の意見に係る見解等

監査の対象：令和6年2月26日付け住民監査請求（令和6年4月26日付け大監第3号）

所管所属：大阪港湾局

提出日：令和7年2月17日

| 勧告・意見 | 講じた措置 |
|-------|--|
| | <p>○6つの問題となる事項の指摘について</p> <p>一方で、本件については、次の6つの問題となる事項が指摘された。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 本件委託事業者に勤務する元職員への酒類の提供(2) 関係業者等との会食(3) 契約金額交渉期間中における交渉担当部署以外の職員の対応(4) 根拠資料が不足する中での業務委託設計書（金入り）の作成(5) 支出決定決裁（支出負担行為決議）にかかる事務専決規程の適用誤り(6) 契約事務審査会での審議における審議資料が不十分 <p>以上6つの問題となる事項を踏まえ、</p> <p>【大阪港湾局における改善策】</p> <ol style="list-style-type: none">1 「公正契約職務執行マニュアル」違反等にかかる所属内調査2 事務専決規程の適用誤りにかかる所属内調査3 契約事務審査会の審議状況にかかる所属内調査4 前述3項目にかかる研修の実施やマニュアル等の作成 <p>【契約管財局による再発防止策】</p> <ol style="list-style-type: none">1 「公正契約職務執行マニュアル」の改正2 「災害時における契約事務ガイドライン」の改正3 前述2項目の全所属への周知と注意喚起 <p>などが求められたため、令和6年12月16日の第204回大阪市入札等監視委員会において、対応の報告を行った。（別紙3）</p> |

住民監査請求に基づく監査結果の意見に係る見解等

監査の対象：令和6年2月26日付け住民監査請求（令和6年4月26日付け大監第3号）

所管所属：大阪港湾局

提出日：令和7年2月17日

| 勧告・意見 | 講じた措置 |
|-------|---|
| | <p>2 大阪市外部監察専門委員の報告書について</p> <p>令和6年6月12日付で以下の内容の調査を大阪市外部監察専門委員へ委託し、本件契約手続きや契約金額に係る積算やその根拠等に係る疑義に関する検証結果等について、令和7年1月30日付けで報告書を受領した（別紙4）。</p> <p>その主な内容は以下のとおりである。</p> <p>○処分方法・業者選定について</p> <ul style="list-style-type: none">・処分方法に関しては、漫然と最も困難かつ費用が高額となる海洋沈下を選択したとは言えず、委託業者ありきで処分方法が決定された事実も認められなかった。・また、業者選定に関しても全く根拠なく選定したものとは言えず、恣意性があったとまで断定することはできない。・ただし、本件委託業者以外の業者が対応可能かを具体的に検討していなかったことは、事務手続的には不適正であったと言わざるを得ない。 <p>○契約金額の妥当性について</p> <ul style="list-style-type: none">・「本市に損害が発生していたか」という観点から検証された。・本件業務委託には、その特殊性や緊急性などの事情があったほか、本市積算基準に当てはまらない業務も複数含まれており、「本来の相当な契約金額」には一定の幅が生じ得り、常に一義的に定まるとは認め難いことから、法的に本市の「損害」を認定・確定することは困難と言わざるを得ない。・一方で、曳船作業費・技術管理費・特殊清掃費・航行予定時間・「旅客」の取扱いに関しては個別に検証がなされ、本市の法的な損害を認めることは困難であると |

住民監査請求に基づく監査結果の意見に係る見解等

監査の対象：令和6年2月26日付け住民監査請求（令和6年4月26日付け大監第3号）

所管所属：大阪港湾局

提出日：令和7年2月17日

| 勧告・意見 | 講じた措置 |
|---|--|
| | <p>しても、金1,404万7,433円を最大額として、交渉努力による減額の余地があったと思われる。</p> <p>○以上のとおり、契約手続、契約金額、積算やその根拠等に係る疑義について、入札等監視委員会及び外部監察専門委員により客観的に検証がなされたことを報告する。</p> <p>勧告（2）に対する措置について</p> <p>上記客観的検証に基づき、大阪市の法的損害を認定・確定することが困難である以上、地方自治法第243条の2の8に規定する職員の賠償責任は認められないため、関係職員への損害賠償請求は行わない。</p> |
| <p>【意見】</p> <p>（大阪港湾局に対して）</p> <p>（前文略）</p> <p>大阪港湾局においては、※1今後同様の事態に備えて、府や周辺自治体と事前に連携して協議を行い、予め処分方法や対応策などの作業手順等を定めた上で、事案発生時には、速やかに適切な対応ができるよう準備されたい。また、当監査を通じて明らかになった※2契約事務や公文書管理の問題点、組織体質に係る課題について、組織として対処し、あらゆる公金支出について、適切に説明責任を果たせるように改善に向けた取組を早期に進められたい。</p> | <p>※1については、次のとおり措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪港と府営港湾を含めた「鯨類対処マニュアル」を令和6年12月1日付で策定し、今後発生が予測される同様のケースへの対応に向けた基本的事項を体系化することにより、関係部局及び関係機関との連携を含め、事前対策、現地対策及び事後対策を計画的かつ効率的に実施できるようにした（「鯨類対処マニュアル」）（別紙5）。 <p>※2については、次のとおり措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪市入札等監視委員会からの意見等を踏まえ、次の取組を実施した（令和6年12月3日公表「『鯨死骸海上運搬処理業務委託』調査意見について（報告）」（令和6年12月16日入札等監視委員会へ報告済））。（別紙3再掲） |

住民監査請求に基づく監査結果の意見に係る見解等

監査の対象：令和6年2月26日付け住民監査請求（令和6年4月26日付け大監第3号）

所管所属：大阪港湾局

提出日：令和7年2月17日

| 勧告・意見 | 講じた措置 |
|-------|---|
| | <p>(契約事務に関すること)</p> <ul style="list-style-type: none">○契約管財局職員による公正契約職務執行マニュアル研修○事務専決規程の適用誤りに関し、通知文を局内全課へ発出し運用を改善○技術職員による事務職員向け事業案（設計書）作成研修○e-ラーニング契約事務研修の対象者・研修科目の拡大実施○随意契約事務に係る事務フローチャート作成し局内全課周知 <p>(コンプライアンス意識を含めた当局のマネジメントの改善に関すること)</p> <ul style="list-style-type: none">○課長代理級以上職員向け外部講師（弁護士）によるコンプライアンス研修○課長級以上職員向け外部講師（専門家）によるマネジメント研修○大阪港湾局職員行動指針の改訂・大阪港湾局職員心得の策定 <p style="text-align: right;">以上</p> |